

第 6 回法テラスの在り方に関する意見(後半に向けて)

2026 年 7 月 30 日

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事

生水 裕美

●10 年後を見据えた法テラスの新たな役割への提言

今後 10 年間、日本は人口減少や高齢化の進展に加え、単身世帯や身寄りのない人の増加、貧困や孤立、ヤングケアラー、DV・虐待、精神疾患、自殺念慮など、複合的な課題を抱える人が一層増加することが見込まれます。法律問題はこうした生活課題と密接に結び付いており、司法アクセスの確保は、単に紛争を解決するためだけではなく、地域で安心して暮らし続けるための社会基盤として位置付けられるべきものです。

法テラスはこれまで司法アクセスの中核を担ってきましたが、これからの 10 年は、「法律相談を提供する機関」から、「地域の暮らしを支える司法インフラ」へと役割を発展させていくことが求められます。そのため、以下の 3 点について提言します。

1. 法律扶助制度の持続可能な改革

○法律扶助制度は、経済的な理由によって必要な法的支援を受けられない人の司法アクセスを保障する制度であると同時に、自治体をはじめとする地域の支援機関が、生活課題と法的課題を一体的に支援する上で欠かすことのできない社会基盤です。

○生活困窮者支援、生活保護、障害福祉、高齢者支援、DV・虐待対応、消費生活相談など様々な相談現場では、法律扶助制度を活用することで初めて問題解決につながるケースが少なくありません。その意味で、法律扶助制度は、経済的な事情の有無にかかわらず、誰もが必要な法的支援を受けることができる司法アクセスを保障する制度であり、生活上の困難を抱える人の権利を実質的に保障するためのセーフティネットであると考えます。

○一方で、現場では、DV 被害者や障がいのある方、精神的な不調を抱える方など、継続的かつ丁寧な支援を必要とする案件ほど受任につながりにくいという課題があります。これらの案件では、相談対応や関係機関との連携、継続的な支援などに多くの時間と労力を要しますが、現行の報酬体系では、その実態が十分に反映されているとは言えません（第 3 回会議 原田直子氏提出資料参照）。その結果、自治体等が法律扶助制度の利用を案内しても受任に至らないケースが生じ、制度が十分に機能しない要因の一つとなっています。制度が存在していても、必要な人が実際に法的支援を受けられなければ、司法アクセスが保障されたとは言えません。制度の実効性を高めるためには、困難事案に適切に対応できる報酬体系を整備し、法律専門職が継続的かつ安心して受任できる環境を整えることが重要です。

○今後は、準生活保護層への償還免除の拡充、一部免除制度の導入、申請手続の簡素化を進めるとともに、利用者負担と法律専門職への報酬を切り分けた制度設計を検討し、司法アクセスの保障と制度の実効性の両立を図るべきと考えます(第3回会議 生水委員提出資料参照)。

2. 法テラスを核とした「地域司法プラットフォーム」の構築

○法律問題は、福祉、医療、介護、就労、住まいなど様々な生活課題と重なっています。弁護士だけで問題を解決することは困難であり、多職種が役割を分担しながら支援する体制が必要です。法テラスには、法律相談や法律扶助を担う機関としての役割に加え、地域の関係機関をつなぐ「司法プラットフォーム」としての役割を期待します。自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自立相談支援事業所、医療機関、精神保健福祉センター、司法書士、弁護士、NPOなどが平時から顔の見える関係を築き、支援が必要な人を迅速につなぐ仕組みを全国に整備すべきです。その際、生活困窮者自立支援法をはじめ、各福祉法等に規定されている守秘義務を有する会議体へ法テラスが組織的に参画していくことが、実効性を担保する強力な基盤となります。

○広島県災害復興支援士業連絡会では、法テラスが事務局機能を担い、多職種をコーディネートする仕組みが構築されています(第3回会議 工藤舞子氏提出資料参照)。このようなモデルは災害時だけでなく、平時の地域包括支援にも応用できるものと考えます。その一例として、福岡県では、法テラスが中核となり、弁護士会と連携しながら自治体との連携協定の締結を進める取組が行われています(第5回会議 吉野美智子氏・柿木翼氏提出資料参照)。これは、自治体と弁護士会が直接連携するのではなく、法テラスが両者をつなぐハブとして機能し、三者が連携して住民の司法アクセスを支える体制を構築するものです。

○このような仕組みにより、自治体等の相談窓口から法的支援へ円滑につなぐことが可能となるだけでなく、平時から顔の見える関係を築くことで、複雑・複合化した課題を抱える人への迅速かつ適切な支援にもつながります。今後は、このような自治体、法テラス、弁護士会等による三者連携の取組を全国へ展開するとともに、社会福祉協議会、司法書士会、医療・福祉関係機関などとの連携を広げ、「地域司法プラットフォーム」の構築を進めることが期待されます。法テラスは、地域の支援ネットワークをつなぎ、司法の専門性を発揮する中核的な役割を果たすべきであると考えます。

○こうした地域司法プラットフォームの構築を通じて、法テラスは司法の専門性を地域につなぐ要としての役割を果たすことが期待されます。

3. 法テラスの体制強化とデジタル化の推進

○これからの法テラスには、法律相談や法律扶助を提供する機関にとどまらず、「地域の司法アクセスを支える基盤」としての機能強化が求められます。そのためには、地域連携を

担当する職員の配置、コーディネート機能の強化、アウトリーチ担当職員の育成など、人員・財政の両面から体制を充実させる必要があります。特に、法テラスが地域司法プラットフォームの中核を担うためには、「人」が地域に根付き、関係機関との信頼関係を継続的に築くことが重要です。しかし、現在はスタッフ弁護士や事務局職員が比較的短期間で異動するため、自治体、社会福祉協議会、医療機関、相談支援機関などとのネットワークが継続しにくいという課題があります。

○例えば、生活困窮者支援制度や地域包括ケアシステムにおいても、地域の実情を理解し、関係機関との日常的な連携を積み重ねることが支援の質を左右します。司法分野においても同様に、地域との信頼関係は短期間で築けるものではありません。そのため、地域連携を担うスタッフ弁護士や職員については、地域との信頼関係を構築・維持できるよう、一定期間地域で継続して勤務できる人事制度や専門性を評価するキャリア形成について検討することが望まれます。また、異動する場合であっても、関係機関とのネットワークや地域資源に関する情報を円滑に引き継ぐ仕組みを整備し、法テラス全体として地域との関係性を継続できる体制づくりが必要です。

○さらに、若い世代が相談しやすい司法アクセスを実現するため、相談をためらう人が最初の一步を踏み出しやすい入り口として、オンラインの活用を一層推進すべきです。チャット相談、オンライン相談、予約システム、AI を活用した相談内容の整理などを導入し、相談者の利便性を高めるとともに、必要に応じて地域の専門機関へ切れ目なくつなぐ仕組みを整備することが重要です。

○デジタル化は対面相談に代わるものではなく、誰もが必要な法的支援を受けることができる司法アクセスを保障するための手段として位置付けるべきです。若者だけでなく、仕事や育児で来所が難しい方、離島・中山間地域の住民、障がいや疾病等により移動が困難な方など、多様な人々が必要な法的支援につながるための有効な手段となることが期待されます。一方で、デジタル化によって新たな格差が生じることのないよう、高齢者や障がい者等への十分な配慮や、対面相談を含めた多様な相談手段を確保し、誰一人取り残さない司法アクセスを保障することが重要です。

●まとめ

法テラスが目指すべき姿は、司法アクセスを保障する社会基盤として、自治体をはじめとする地域の支援機関や法律専門職との連携のもと、誰もが必要なときに必要な法的支援を受けられる地域社会を実現することです。そのことは、地域共生社会の実現にも寄与するものと考えます。

後半の検討会では、法テラスが将来にわたり司法アクセスを支える社会基盤としてその役割を十分に果たせるよう、制度の具体的な方向性や実現方策について、より一層議論が深められることを期待します。